障害児を普通学校へ・全国連絡会 学習会

私たちの考える「合理的配慮」とは…?!

文部科学省は、「インクルーシブ教育システム」の構築事業として、15億円を予算化しました。これだけのお金があれば、共に学ぶための教員・支援員の人数や配置時間の増加が考えられますが、そうではないのです。「合理的配慮支援協力員」を配置し、合理的配慮についての調査研究をさせ、インクルーシブ教育システム構築のデータベースをつくるというのです。「インクルーシブ教育=特別支援教育」と考えている文科省の姿勢はなんら変わっていません。予算化されたぶん、危険を感じます。

しかし、批判ばかりでは、運動は進みません。障害者権利条約や障害者基本法で明記されている「合理的配慮の欠如は差別である」という原則を確認し、私たちの求める「合理的配慮」とは何かを話し合っていきたいと思います。そしてそれを、文科省に提起していきましょう。ご参加ください。

日時: 6月30日(日)

午後 1 時 30 分~ 4 時 30 分

場所:鳥山区民センター

3F第4集会室

世田谷区南烏山 6-2-19

(京王線千歳烏山駅下車:新宿寄りの改札を出て北側へ出る。駅前)

講師:一木 玲子さん

(大学教員・全国連絡会運営委員

「障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワーク」事務局)

参加費:500円(資料代)

主催:障害児を普通学校へ・全国連絡会

TEL 03-5313-7832 FAX 03-5313-8052